移住支援金対象判定フローチャート
（2025年度・令和7年度版）

スタート

前提条件

（すべてに合致が必要）
- ５年以上函館市に住み続ける意思があること
- 自己の意思による移住であること
（転勤・出向等，企業の命令による移住は対象外）
- 過去１０年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと

いいえ → 交付対象外です

はい ↓

移住元要件

転入する直前１年について，
次の①か②のいずれかに合致している
① 東京２３区内に居住
② 東京圏（※１）に居住し，東京２３区内に通勤

いいえ

※１　東京圏
東京２３区以外，千葉県，神奈川県，埼玉県（条件不利地域を除く）

はい ↓

転入する直前１０年のうち通算５年以上について，
次の①か②のいずれかに合致している
① 東京２３区内に居住
② 東京圏（※１）に居住し，東京２３区内に通勤

いいえ

はい ↓

就職等に関する要件

（次のＡ～Ｃのいずれかに合致が必要）
A 移住前の仕事をテレワークで継続している
B 北海道や国の支援制度を利用して，起業か就業している
C 函館市の関係人口で，起業か就業している

いいえ

はい ↓

A テレワーク
- 自己の意思により移住した
- 週２０時間以上テレワークを実施すること

B 就業・起業

≪起業の場合≫
- 北海道の地域課題解決型企業支援事業の交付対象者である

≪就業の場合≫
- 北海道の求人マッチングサイトを利用して移住支援金対象法人に就業している
- 内閣府のプロフェッショナル人材支援事業を利用して就業している
- 内閣府の先導的人材マッチング支援事業を利用して就業している

↓

① 週２０時間以上の無期雇用契約である
② 転勤や出向等ではなく，新規雇用である
③ 目的達成後に解散するプロジェクトへの参加等，離職することが前提でない

C 関係人口
- 函館市に住民登録したことがある
- 函館市内の高校等に通学歴がある
- 函館市が実施する「お試し移住」を利用したことがある
- 函館市奨学金返還支援事業の交付対象者である

≪起業の場合≫
- 函館市内で起業した
- 雇用保険の被保険者を１名以上雇っている

≪就業の場合≫
① 「函館しごとネット」に掲載された求人に応募し，申請時に在職していること
② ３親等以内の親族が経営を担う職務を務める法人への就業でないこと
③ ５年以上継続して勤務する意思を有していること
④ 転勤や出向等ではなく，新規雇用であること

≪農林水産業に就業≫

↓

移住支援金の交付対象となる可能性があります。

函館市企画部移住・人口減担当（0138-21-3680）までお問い合わせください。